総則規定

小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等がある場合の階の取扱いについて

【　内　　容　】

次の各号に該当するものについては、階として取扱わないものとする。

1　当該物置等の最高内法高さが１．４m以下であること。
2　当該水平投影面積がその存する部分の床面積の２分の１未満であること。
（注）
　木造建築物で、必要な軸組等の規定である建築基準法施行令第４６条第４項の規定による床面積の算定については、建設省告示第１３５１号（平成１２年）を遵守すること。

（い）

【　出　　典　】

平成 12 年 9 月 18 日　建指第 446 号　埼玉県通知